

第 3 4 回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金） 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 3 6 分
2. 開催場所 内子分庁 3 階 大会議室
3. 出席委員（ 2 5 名）
4. 欠席委員（ 5 名）
5. 議 案
6. 農業委員会事務局職員（ 2 名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から１２月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が１４名出席、推進委員が１１名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。今年も後１０日余りということになりまして、ちょうど年の瀬で、いろんな所で新年を迎える準備がされているようです。今日ちょうど門松を作っているところを見まして、正月を迎えるのだなと思いました。

今年は、東北地方での大雪や猛暑にもなりました。一方、お米の問題、価格高騰の問題もありました。また、大きな話題になったのは熊の話題です。今年は、各地で熊の被害が出たということです。来年はどのような年になるのか分かりませんが、良い年になればと思っております。

それでは、ただいまより第３４回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について、７件、

報告第２号 農業経営基盤強化促進法第１９条第１項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、１６件、

報告第３号 農地法第１８条第６項の規定による届出について、１件、

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について６件、

議案第２号 非農地証明について、１件、

議案第３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、２件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番 ● 委員、●番 ● 委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について

会長	事務局より説明をいたします。
事務局	報告第1号は7件でございます。議案書のほうは1ページから10ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。なお、2ページ、3ページの ● さんからはあっせんの希望が出ておりますので、 ● 地区担当の委員さんはよろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。 次に、報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、事務局より説明をいたします。
事務局	報告第2号は、16件でございます。議案書のほうは11ページから17ページになります。個別の説明については割愛させていただきますが、農業経営基盤強化促進法により、地域計画策定前に利用権設定がなされたもので、契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。
会長	只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。 次に、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をいたします。
事務局	報告第3号は、1件でございます。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借権について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。 議案書の18ページをご覧ください。

事務局

1番 内子町●の農地、畑1筆 172㎡です。貸付人は、●の ●
で、借受人は、内子町●の ● さんです。

書類に不備ありませんでしたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長

只今の報告第3号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の19ページをご覧ください。議案第1号1についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 862㎡、畑1筆 55㎡ 合計917㎡です。

譲渡人は、松山市●の ● さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで農業歴12年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、管理機など所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定とのことです。また、申請地は自宅から徒歩で5分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はない

事務局	ものと見込まれます。 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。
●番 ●委員	１２月７日、農業委員の ●さんと、譲受人の ●さんに電話で話を聞きました。 譲渡人の ●さんは、松山市にお住まいですが、申請地の管理が十分にできないことから、●さんに譲り渡すことになったそうです。 ●さんは、申請地を譲り受けて水稻栽培などを行い、農地として管理していくとのことですので、特に問題はないものと思われます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。 (全員異議なし)
会長	異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。 次に、議案第１号２について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の１９ページをご覧ください。議案第１号２についてご説明いたします。 申請地は、内子町●の農地、畑１筆 ２６㎡です。 譲渡人は、東京都●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、贈与による所有権移転です。 それでは、別紙調査書の３ページをご覧ください。農地法第３条第２項の各号についてご説明いたします。 ●さんは、内子町●にお住まいで農業歴５０年になります。生産に必要な農機具は、耕運機、管理機など所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定とのこと。また、申請地は自宅から徒歩で２分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。 第２号、第３号については該当いたしません。第４号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間２００日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第６号の転貸にも該当していません。第７号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のない

事務局

よう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

４ページをお開きください。別紙１の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後３年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

１２月１３日、農業委員の ●さんと、申請人の ●さん に会って話を聞きました。

譲渡人の ●さんは、東京都在住のため、農地の管理ができないことから、申請地近くにお住まいの ●さんに贈与することになったそうです。

●さんは、自宅近くにある申請地を譲り受けて、畑として管理することですので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

（全員異議なし）

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第１号３について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の１９ページをご覧ください。議案第１号３についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田１筆 ５３１㎡、畑５筆 ４００㎡、合計 ９３１㎡です。

譲渡人は、松山市●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の５ページをご覧ください。農地法第３条第２項の各号についてご説明いたします。

●さんは、内子町●にお住まいです。農業歴はありませんが、生産に必要な農機具は、草刈機など所有しています。この他必要な農機具があれば、近所の人に借り受けたり購入する予定とのこと。また、申請地は

事務局

自宅から徒歩で1分の距離にあります。作物の栽培方法については、近所の方に教わりながら自家消費用の野菜や果樹などを栽培する計画であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

6ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

● 番
● 委員

12月13日、農業委員の ● さんと申請人代理人である 行政書士の ● に電話で話を聞きました。

譲渡人の ● さんは、松山市にお住まいで十分な耕作管理ができないことから、申請地を ● さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、自宅近くの申請地を譲り受けて農業に取り組みたいとのことでした。農業歴はありませんが、以前農業の手伝いを行っていた経験はあるそうです。今後は、樹園地や畑として管理する予定で、近所の人に教えてもらいながら自家用の野菜などを栽培したいとのことですので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号4について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号4につい

事務局

てご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 634㎡です。

譲渡人は、東京都●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで農業歴5年になります。生産に必要な農機具は、軽トラ、草刈機など所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定とのことです。また、申請地は自宅から徒歩で2分の距離にあります。譲受人は、農地を所有しておりませんが、実家で農作業の経験があり、農機具も揃えていく計画であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

8ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

12月9日、農業委員の ●さんと申請人代理人である 行政書士の ●に電話で話を聞きました。

譲渡人の ●さんは、東京都にお住まいで農地の管理ができないことから、申請地を ●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、自宅近くの申請地を譲り受けて農業に取り組みたいとのことですので、今後は、自家消費用の野菜を家族と一緒に栽培したいとのことですので、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号5について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号5についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 1, 050㎡です。

譲渡人は、松山市●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の9ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

譲受人の ●さんは、内子町●にお住まいで、農業歴25年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、コンバインなど所有しております。この他必要な農機具があれば購入する予定とのことです。また、申請地は自宅から車で5分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分に備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

10ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

12月8日、農業委員の ●さんと、申請人代理人である 行政書士の ●に電話で話を聞きました。

譲渡人の ●さんは、松山市にお住まいですが、申請地の管理が十分にできないことから、●さんに譲り渡すことになったそうです。

● 番
● 委員

●さんは、申請地を譲り受けて水稻栽培などを行い、農地として管理していくとのことですので、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号6について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号6についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 846㎡です。

譲渡人は、松山市●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の11ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子●にお住まいです。農地は所有しておりませんが、申請地を借り受けて耕作しておりましたので農業歴40年になります。生産に必要な農機具は、耕運機、草刈機など所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定とのこと。また、申請地は自宅から自転車で3分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

12ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

12月9日、農業委員の ●さんと申請代理人である 行政書士の●に伺い話を聞きました。

譲渡人の ●さんは、松山市にお住まいで、高齢となり十分な耕作管理ができないことから、申請地を ●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、自宅近くの申請地を譲り受けて畑として管理し、自家用の野菜などを栽培したいとのことですので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の21ページをご覧ください。議案第2号についてご説明いたします。地図の方は、22、23ページになります。21ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 590㎡です。申請人は、内子町●の ●さんです。

それでは、別紙調査書の13ページをご覧ください。現地写真は14ページになります。13ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は山林に隣接しており日照条件が悪く、農業用機械が通れるような道もないことから、20年前より耕作管理を行っておらず、雑木等が自生し農地への復旧が困難な状態になったため、今回の申請に至ったそうです。判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

12月9日、農業委員の ●さんと、申請人の ●さんに電話で話を聞きました。

申請地は、山林に隣接しており日照条件も悪く、傾斜地のため耕作するには不便な場所です。また、農業用機械が通れるような道もないことから、耕作をあきらめて現在に至っており、申請地には雑木が生え、農地に戻すのは難しいものと思われます。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、非農地と判断して特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の24ページをご覧ください。内子町長より、令和7年12月1日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認を求められています。

集積計画の概要ですが、25ページをご覧ください。利用権の新規設定で、畑が4筆、6, 158㎡です。

集積計画の内訳については、26ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、畑4筆、6, 158㎡です。

貸付人は、内子町●の ●さん、内子町●の ●さん、借受人は、松山市●の ●です。利用権の種類は、賃借権で新規設定になります。

2番 内子町●の農地、畑4筆、6, 158㎡です。

事務局

貸付人は、●、借受人は、大洲市●の ● さんで、賃借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。